

溶接アルミニウム合金製容器再検査基準の廃止について

溶接アルミニウム合金製容器再検査基準（KHKS015）に規定された内容のうち省令等へ移行されなかった規定は下表のとおり。下表右欄のとおり、制度の廃止等により規定する必要がないもの及び一般的な事項であり、この部分のみを残して基準にする程度の内容ではないため、本基準の廃止については問題ないとする。

	規定内容	規定継続の必要性
3.1 再検査容器の受入れ	(1) 容器置き場での容器の置き方 (2) 特定容器の刻印 (3) 容器証明書の確認	(1) 一般的事項のため必要なし (2) 特定容器制度から十分な期間が経過しているため規定の必要なし (3) 容器証明書制度廃止のため必要なし
3.4 バルブ等の取外し	(1) 残圧確認 (2) バルブ開の方法 (3) バルブの取りはずし (4) 容器装着品の取りはずし	} 一般的事項のため必要なし
3.11 バルブの取付け	(1) 検査合格品の取付、ネジ形状等の確認 (2) 平行ネジの場合、オリングの交換 (3) 高圧ガスに応じたシールテープの利用 (4) 締め付けトルクの管理	
6 検査設備等の維持、点検	6.1 残ガス回収設備における点検簿等による点検の実施 6.2 耐圧試験設備の日常点検 6.3 はかりの日常点検	
7 事務後処理等	7.1 再検査結果の保存 7.2 容器証明書への裏書き 7.3 検査設備点検結果の記録保存	7.1 一般的事項のため必要なし 7.2 容器証明書制度廃止のため必要なし 7.3 一般的事項のため必要なし